

食品の持ち込み(差し入れ)に関するお願い

当施設で取り扱う食品の衛生管理等には十分に注意を払っておりますが、持ち込みの食品に関してはご家族のご協力が必要となります。

つきましては食中毒や感染症、誤飲等を予防するため、以下の点をご理解いただきますようお願い申し上げます。

◇ 差し入れ可能な食品の例

- ・市販のふりかけや佃煮類(個包装のもの)
- ・お菓子、ゼリー、プリンなど(個包装のもの)
- ・手で皮をむくことができるバナナやみかんなどの果物
- ・飲料類(酒類を除く)



【注意事項】

※基礎疾患や病状によっては、差し入れをご遠慮いただく必要がある場合がございます。ご不明の点がございましたら施設のスタッフまでご相談ください。

※賞味(消費)期限の表示されたものを、未開封の状態でご持参ください。賞味(消費)期限が過ぎた食品・保存が難しいと判断される食品は、職員が責任を持って廃棄させていただきます。

※惣菜類やケーキ・饅頭などの生菓子は、当日調理(購入)のもので、1回で食べきれる量であれば可能

ただし、衛生管理や、移動中の保冷の徹底をお願いします。

果物についても同様の扱いとさせていただきます。

※冷蔵保存が必要なもののお持ち込みは、お部屋に冷蔵庫が備え付けられている場合に限りです。

※お持ちいただいたものを、他の患者様・利用者様へ提供すること(おすそわけ)はできません。

◇ 差し入れできない食品の例

- ・刺身・寿司などのなまもの
- ・食中毒の危険性が高い生卵、カキなどの貝類
- ・餅、団子類、大福、ういろう、ナタデココ入りの物、飴・キャラメル・タブレット・ガム類、ナッツ類などの窒息の危険性が高いもの
- ・調理する必要のあるもの(冷凍食品やカップ麺等を含む)

